

第五十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和四十三年四月九日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 坂村 吉正君

理事 石田 宥全君

小沢 重喜君

小山 長規君

齋藤 邦吉君

田中 正巳君

丹羽 兵助君

三ッ林 弥太郎君

栗山 秀君

伊賀 定盛君

兒玉 末男君

西宮 弘君

森 義視君

樋上 新一君

出席國務大臣

農林大臣 西村 直己君

出席政府委員

公正取引委員会

事務局長 柿沼 幸一郎君

科学技術庁資源

局長 鈴木 春夫君

農林政務次官

安倍 晋太郎君

農林省農林經濟

局長 大和田 啓氣君

委員外の出席者

食糧庁業務第二

部長 荒勝 巖君

専門員 松任谷 健太郎君

四月五日

委員齋藤邦吉君、田澤吉郎君、田中正巳君、三ッ林弥太郎君、栗山秀君及び柴田健治君辞任に

第一類第八号

農林水産委員会議録第十一号

昭和四十三年四月九日

つき、その補欠として橋本登美三郎君、藤山愛一郎君、宇都宮徳馬君、周東英雄君、池田正之輔君及び依田圭五君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員池田正之輔君、宇都宮徳馬君、周東英雄君、橋本登美三郎君、藤山愛一郎君及び依田圭五君辞任につき、その補欠として栗山秀君、田中正巳君、三ッ林弥太郎君、齋藤邦吉君、田澤吉郎君及び柴田健治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員赤路友藏君及び柴田健治君辞任につき、その補欠として柳田秀一君及び渡辺芳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員柳田秀一君及び渡辺芳男君辞任につき、その補欠として赤路友藏君及び柴田健治君が議長の指名で委員に選任された。

四月八日

農林漁業金融公庫総合資金制度の運用に関する請願(荒松清十郎君紹介)(第三六八〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三六八一号)

同(白井莊一君紹介)(第三六八二号)

同(加藤六月君紹介)(第三六八三号)

同(中垣國男君紹介)(第三六八四号)

同(中村寅太郎君紹介)(第三六八五号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第三六八六号)

同(森下國雄君紹介)(第三六八七号)

同(森下國雄君紹介)(第三六八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の

一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○足立委員長 これより会議を開きます。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西宮弘君。

○西宮委員 私、前回に主として大臣にお尋ねをいたしました。もう少し大臣にお尋ねをしたいと思ふ問題があったわけですが、議事の都合で中断をいたしましたので、あらためて別な機会にやらしていただきたいことを、委員長を通して保留しておりましたので、このことをまず冒頭にお断わりをしておきたいと思ふのです。別に政務次官だから不足だというのはありませんけれども、そういうことでこの前中断をしておりますので、そのことをあらかじめ断わりをして質問に入りたいと思ふのです。したがって、ぜひ大臣の御答弁を得たいと思ふ問題がありますので、それはあと回しにいたしましてお尋ねをしたいと思ふます。

まず、今度の新しい総合施設資金制度は、その最も大きな特徴と見られるのは、選別主義というのを非常に強く打ち出しているという点にあると思ふわけです。したがって、この点について政務次官のお考えをお尋ねしたいと思ふます。が、こゝろ選別主義を前面に強く押し出してきただけで、どういふところにその根拠があるのかということであり、つまり、要するにこれによって自立経営の可能になる農家をつくり出すのだということで、非常に選別範囲が厳重になるわけですね。そういう点で、いわゆる選別融資という性格がつかないほど強いものになってきたという点に、今度の制度の最大の特徴があると

思ふのですが、これを打ち出してきた理由をお尋ねしたいと思ふのです。

○安倍政府委員 いまの先生のお尋ねのように、今回の総合資金制度は、一応おっしゃるような選別主義的な立場に立って融資をするということであり、これは、融資をするわけですから、やはり選別をして、そして成長可能な農家といひますか、いい農家を中心にして資金を融通していくということにならなければならぬと私は私どもは考えておるわけであり、ます。

○足立委員長 角屋堅次郎君より資料要求について発言があります。これを許します。角屋君。

○角屋委員 西宮委員の質疑の途中でございすが、けさの理事会で私、少しくお話を申し上げておいたのでありますが、この機会に、農林漁業金融公庫法の一部改正の審議に重要な関係がありますので、資料要求をいたしておきたいと思ひます。

それは、農林漁業金融公庫の制度金融、それから農林中金の系統金融、二つの問題を含めてでございますが、御承知の共和製糖グループの問題が發生いたしました際に、農林漁業金融公庫あるいは農林中金の双方にまたがって、不正融資問題というものが大きな政治問題になったことは御承知のとおりでございます。したがって、やはりこゝろ制度金融あるいは系統金融の問題を含めて議論をしなければならぬ本委員会といたしましては、それらの問題について、やはり誤りのない方向を樹立するということが、非常に重要なことだと考えておるわけでございます。

まず、資料要求の第一は、農林漁業金融公庫並びに系統の農林中金の、最近の十年間の関連産業に対するところの融資の総額、あるいはどういふところに個別的に融資をしておるかという融資対象に対するところの名称と融資内容、融資金

ても、あるいは要綱なり指導方針なり、そういうことできまるんだらうと思ふのだが、そういう案があるなら、ぜひこれを示してもらいたいと思うのですがね。あるいは先ほどの資料要求とあわせて、これもひとつぜひ御提示を願いたいと思うのですが、どうですか。

○大和田政府委員 私どもの頭に置いておりますことは、たとえば、稲作でありますれば四ヘクタール少し程度、果樹でございますれば、たとえばミカンの成園でいけば二ヘクタールを少しこえる程度等々の、大体の目安は持つておりますけれども、これをすぐ、絶対このとおりであるというふうにかたく考へてはおりませんので、まだ計画として御提出するほどのものには熟しておらないわけでございます。

○西宮委員 もちろん、それで金縛りに縛つてしまふという筋合ひのものではないと思ふのです。しかし、少なくとも国が一つの政策としてこれを打ち出したからには、やはりいまお話しのような基準が当然あつてしかるべきだ。たとえば、従来の近代化資金などでも、各都道府県によつてかなりこの選別のしかたが違つてゐるわけです。しかし、もちろん地域別にあるいは部門別にいろいろ異同があるというものは、ある程度までこれは当然だと思ふけれども、近代化資金の例などを見ても、かなり、恣意的と言つて可なりさういふ点におけるアンバランスがあると思ふのです。だから、これはやはりある程度その矯正をしていかなければならぬ、正していかなければならぬと思ふのです。だから、その意味においては、いま局長が口頭で言われたようなことを、やはり一つの目安として当然將來は示すんでしよう。むろん、それでかたく固定してしまふというのではないでしようけれども、一応の目安として、めどとして示すんでしようから、それはぜひこの際私どもに教へてもらいたいと思ふのですが、どうですか。

○大和田政府委員 私が考えますのは、国全体を通して抽象的な営農目標を設定することについて

は、いろいろ問題があるわけですが、現地へ行つて農家と話をし、あるいは村の指導者と話をすれば、ここではこの程度の農業をやれば十分にやつていけるというものは、具体的な形であるわけでございます。私も、それを積み上げるのが一番いいので、上から一つの水準をおろして、これにかかづらつて、具体的な設計が十分うまく、弾力的なものができないということであつてはまずいというふうに考へております。したがうして、県の人たちと話し合います場合にも、私どもの大体の目安は申し上げるわけでございますが、これによつて、これに基づいてというふうには主張はいたさないつもりでございます。そういうふうに非常にふつとしたものとして、もしも御要望がございしますれば、私も簡単なものを出すことについては依存はございません。

○西宮委員 それでは、ぜひそのことをお願いしたいと思ふ。私がそのことをやかましく言う理由は、むろんそれが固定的なもので、少しでもそれからはずれちゃいかぬというのではないと思ふ。思ひますけれども、やはりそれを明らかにしないと、結局、自立農家の選定はあつて金融機関にまかせる、こういうことになる、いわば自立農家の育成という問題は、金融機関の責任にかかつてしまふ。あるいは別な表現をすれば、自立農家という基準がきつめてあまいまま、いわば今回の金融機関、要するに農林漁業金融公庫であります、これが試験台に供される、こういうことになる懸念があるのです。ですから、これはやはり国が国の政策として打ち出したからには、やはりそういう基準を明確にし、したがつてこれに伴う責任を明らかにする、こういうことが必要だと思ふ。そうでないと、従来唱へられておつた自立農家というものは、この金融制度を通して、それでいわば試験をしてみるのだ、その結果として自立農家の基準が生れてくるのだ、こういうことであつては、全に本末転倒だと思ふので、このことをやかましく言つておるわけですが、その点、私の考へで間違ひありませんか。

○大和田政府委員 私が申し上げたのも、大体そういう趣旨でございます。

○西宮委員 それでは、各都道府県に設けられる融資協議会が決定をするということになるわけですが、それ、そういうやり方は、金融機関の場合には、リスクの所在を不明確にする、責任の所在を不明確にする、こういう懸念があると思ふのだが、その点はどうなんですか。

○大和田政府委員 融資の最終的な決定は、当然金融機関でございます。これは金融機関のリスクにおいて融資するわけでございます。ただ、自立経営をつくるという人たちが営農設計をつくつて、そこで融資をしてくれというふうに言つてくるわけでございますから、行政の立場で、あるいは県が中に入つて、それについてある種の評価をすることも私は必要であらうと思ひます。したがつて、県の助言、意見を聞きながら、金融機関が最終的にきめるということ、まず私はいいのではないかと思ひます。

○西宮委員 この融資は一回限りの融資ではなしに、数年間継続すると思ふのです。そういうことになると、なかなか責任の所在ということが——途中で思ふない事故に遭遇するということも当然予想されるので、とにかくそういう責任の所在というものを明らかにしておかなければならぬと思ふわけですが、たとえば、国あるいは地方自治体というものは、この制度についてはどういふ責任を負ひますか。

○大和田政府委員 まず、この総合施設資金の融資は、私は、三年なり四年なりの相当長い間におつた金が出る性質のものであつて、一回限りで金が出るというのではないだらうというふうに思ひます。予算上の考え方としては、三年間におつた融資をするというふうに一応設計いたしておりますけれども、三年が二年で済むか、あるいは四年、五年になるか、それは実情に合わせてきめたらよろうというふうに思ひます。したがうして、融資の協議会では、全体の営農設計をに

らんでして融資をして、その後、事情に特別な変化が起こらない限りは、その融資の計画に従つてだんだん金が貸されるということでございます。先ほど申しましたように、融資の直接の責任は公庫なりあるいは信連なりの融資機関でございます。これに対して国は、当然全体の行政的な立場でこのことを考へ、果は、具体的な農家の営農設計あるいは営農計画が十全であるかどうかについて助言をするという、そういう形で、責任を分担すると言つておかしうございしますけれども、適当な助言をいたすわけでございます。

○西宮委員 私のお尋ねしたのは、そういう適当な助言をしたりなどするから、あとで起こつた事態について、そういう助言をした人などする人たちがどういふ責任を負うか、こういうことなんです。もつと具体的に言へば、そういう苦い経験をたびたび重ねてきたわけですね。たとえば、いわゆる選択的拡大ということ、そういう政府の指導方針に随つて、その結果非常な苦境におちつた、こういう例が幾らでもあるわけですね。だから、今回はこれは何ぞ嚴重に、あるいは融資協議会その他を設けて融資を決定する、あるいははさらに、いまお話しのように公の機関が助言を与え、こういうことになつておつて、しかも経済情勢の変化その他でいろいろ思ふ事がある事故が起こつたりした場合、そういうときに国や県はどういふ責任を感じるか、こういうことなんです。

○大和田政府委員 これは独立の農家が経営をいたすわけでございますから、国なり県なりがその経営の責任について全部めんどろを見るということとは、なかなかできないわけでございますけれども、制度金融全体がある種の指導金融でありまして、農協の指導員あるいは普及員、専門技術員等は営農の遂行について適当な助言を与へべきものでありますけれども、特にこの総合施設資金につきましては、単に国なりあるいは公庫、信連等が融資をするだけで事足りるということではなくて、やはり事後のアフターケアといひますか、営農の指導が必要であらうと思ひます。

昭和四十三年四月九日

そのために公庫にも、数は多くございませんが農業コンサルタントを置いて、農業コンサルタントを置きましても数は知れたものでございますから、これが一々農家を回って指導するということは当然できませんし、またやることも不適当でございます。現地の指導はやはり普及員なり専門技術員なり、あるいは場所によりましては農協の指導員なりが行なうのが適当でございますが、そういう指導員組織を私どもフルに活用して、十分譲り合いのような指導を、それも相当能力のある農家でありますから、手取り足取りということではございませんで、十分指導の遂行について相談に乗り、助言を与えていくというシステムを考えておるわけでございます。

○西宮委員 たとえば、政府の指導する選択的拡大というように、その指導を忠実に守ってやったという農家が、その農家の責任でない、全く別個の理由で経営困難におちいるというように、ことがあった場合には、私は、少し極端かも知れませんが、たとえば、国家賠償法等が適用されてはかまわないかと考えるほどなんです。今度のように、これはきわめてよいこと、ほんとうのえりすぐった農家なんです、そういう嚴重な、嚴重な審査をして選定して、それに各種の機関がアドバイスをしなからやっていく、こういうことであれば、しかもその農家の責任に属さない理由によって経営困難におちいる、こういうことになった場合には、私は、国家賠償法等のそういう考え方が適用されてもいいのじゃないかというふうに考えるのですが、そういう点についてはどうですか。

○大和田政府委員 今度の総合施設資金について考えております農家というのは、先ほども申しましたように、とにかく農業で十分生活できる農家ということであって、そんなに特別の農家というふうには私は思っておりません。これは申し上げるまでもないと思いますが、農業を産業と考へ、農業を職業として選んだ農家が、自分の職業によって生活できるということはあたりまえのこと

でありまして、農業によって生活できる農家がきわめて特殊な農家であるというふうには、実は私は考えておらないわけでございます。したがって、何か特別の農家をこれで作るのだからという意識は、私は持つておりません。とにかく、農業で十分やっている農家をつくるということだけでございまして、それはいろいろな例でお話がございますが、農業政策全体として、価格の問題あるいはその他の一般の助長行政の問題としてわれわれ十分この問題を受けとめ、また、先ほど申し上げましたように、指導員について心を配るということであって、不測の事態が起こりました場合に、国家賠償法の責任でどうするということでは、まずないというふうに私は考えておるわけでございます。

○西宮委員 政務次官にも一言お尋ねをしておきたいと思いますが、局長が言うように、農業をやる人が農業で食っていくのだというのだから特殊なあれじゃない、それはわかります。しかし、これを選別するために至れり尽くせりの措置を講ずるわけですよ。あるいはさらにコンサルタントまで置いてアフターケアをする。こういうことで、非常に手の込んだ指導をするわけですね。それでなおかつ先般の経済界の動揺等問題が起った。要するに、そういう農民の責任以外の原因で経営不振におちいるというように、ことがあつた際は、国家賠償法がそのまま適用されるかどうかは、これは法律解釈としてかなり無理があると思ひます。しかし、少なくともそういう考え方のもとに国が善処をする、そういう農家がつかれてしまわないように善処をする、こういうことは絶対に必要だと思ひますが、そういう点についてはどの程度に責任をお持ちになりますか。

○安倍政府委員 いまの国家賠償法のいわゆる性格といふものについては、私もよく存じておりませんけれども、いまおっしゃるような景気の動向、不況、そういうものによって総合資金を貸し付けた農家がやっていたけなくなるというふうなこともあり得ると思ひわけですが、経済局

長がいままでる説明をいたしましたように、この資金は特別な農家だけを中心にして貸し付けるということではないわけであります。もちろん、ただいまお話をいたしましたように一応選別的な立場に立つて、自立経営を志向しているのは選別の経営の拡大をはかるということを目指してこの資金制度は運営していくわけですが、その間に国あるいは公共団体がそれぞれの立場で十分指導をしていくわけでありまして、特別これによって、私どもは国あるいは公共団体に直接的な責任が起るというふうには考へておりませんけれども、それはそれといたしまして、とにかく責任を持って指導していくわけですから、この資金が円満に運営されていく、そして所期の目的が果たせるように、これは国あるいは公共団体としては十分な責任を持つ立場で指導していかねばならない、そういうふうに考へております。

○西宮委員 それでは、そのことを強く期待しておきたいと思ひます。とにかく今日まで非常に苦しい経験を数多く重ねてきておられますから、そういうことのないようにくれぐれもお願ひしておきたいと思ひます。

その次に、局長にお尋ねしますが、あるいは次官でもけっこうですが、この自立経営の基準は、従来唱えられておったのと同じかということとを、私、前に大臣にお尋ねをして、そのとおりだという答弁を得たわけですが、例の農業基本法の十五条にある自立経営、これはあくまでも家族経営オンリーで考へておられるわけですね。そういう点について今度はどうですか。

○安倍政府委員 先ほど西宮先生おっしゃったように、大臣の答弁のとおりだと私は思つておりますけれども、家族経営が集まつてのいわゆる自立経営といふものは、そういうものはもちろん融資の対象にすべきだと私は思つております。

○西宮委員 私のお尋ねはそれではなしに、つまり、いわゆる協業とか共同とかいうののじやなしに、雇用労働力を経営の中に導入する、こういう

考へ方が、いま伝えられている、改正しようとしている農地法あるいはまた農協法、そういうものの中には、今度は家族経営だけではないに、雇用労働力も相当導入していいのだ、こういう思想がかなり見えてくるわけですね。ですから、その点に関連して私はこの点を特に明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○大和田政府委員 基本法十五条の自立経営と、今回私どもが総合資金で育成を旨としております自立経営とは同じでございます。家族農業経営でございますけれども、若干の雇用労働者があつても、それは一向差しつかえなく、全体として家族農業経営と呼ぶに値するものであればいいと思ひます。

○西宮委員 さつき申し上げたように、たとへば農地法などは、かなり思想的に変わつておると思ひます。その雇用労働力あるいは農業外の資本を導入するといふような考へ方が、ですから、そういうことがあつては困るというのです。この農業基本法十五条はきわめて明確に、疑問の余地がないほど家族経営オンリーだという規定をしていくわけですが、その純粋性をこわさないようにしてもらわなくてはならぬ。

時間がなくなりましてからさらに質問を続けますが、今度の二十億はどういうふうに配分をされますか。

○大和田政府委員 融資をいたしますときに、ものによりましては、たとえば、県別とかあるいは業種別に資金の配分をいたすこともあるわけでございますが、この総合資金につきましては、しばらく県あるいは現地からの要望を見ながら、それを受けて処理をするつもりで、業種別あるいは府県別の配分をいたすつもりはございません。

○西宮委員 それではその金額の配分は、たとえば最高、最低あるいは平均、そういう考へ方なんですか。

○大和田政府委員 融資額の限度といたしましては、大体八百万円を限度として考へております。融資率八割でございますから、一千万円の事業規

模に対応する数字でございます。それからものによりまして、八百万円を多少オーバーするものがありまして、私どもそれは特認で差しつかえないということにしたいというふうに思っています。下のほうの限度は特に考えておりませんけれども、たとえば、畜産経営拡大資金あるいは果樹園経営改善資金の限度額が二百五十万円でございますから、何かの事業をする場合に一般の公庫資金でめんどろを見られるようなものは、まずこの総合施設資金として不適当ではないかということ、おのずと下限がきまるというふうに考えております。

○西宮委員 八百万円というのは、今度の二十億の配分についてですか。

○大和田政府委員 総合施設資金の一農家当たりの融資限度が、おおむね八百万円でございます。

○西宮委員 つまり、ことしの二十億という意味ですか。

○大和田政府委員 二十億の一応の積算の根拠をいたしましては、対象農家千戸でございますから、一農家当たり平均いたしますと二百五十万円でございます。事業費は、融資率八割で二百五十万円でございますから、それを三年間同額ずつ農家が借りるという想定でございますから、平均としては事業規模七百五十万円、融資規模六百五十万円の計算で一応予算の積算はいたしております。

○西宮委員 私が一番最初に申し上げた、いわゆる選別主義と言ったのも、その千戸というようにすることになると、これはほんとうにエリート中のエリートですね。全く宝くじに当たるとようなたいへんな騒ぎだと思ふんですけれども、こういうやり方にとりだだけの積極的な意義があるのかということに、実は私も疑問を持っています。局長は、百姓は百姓でめしを食うんだ、きわめてあたりまえだと言ふけれども、そういう農家を日本全国から一千戸ピックアップするということがどうしてできるか。つまり、甲乙丙丁という該当者があらわれたときに、どこでそういうふいふ分けができる

かということに非常に疑問を持つんだけれども、そういう点に不安はありませんか。

○大和田政府委員 農業金融をいたしましては、公庫だけをとりまして、全体として千八百億ワタがございまして、これは土地改良、畜産、果樹等々、普通の資金需要についてはそれで十分まかなえるわけでありまして、総合施設資金にすぐいきなり、一般の公庫資金では需要がまかない切れないで、総合施設資金的な融資でなければ資金需要が満たされないというふうに考える農家というものは、そう急にふえることもないというふうに私は思います。また、先ほど申し上げましたけれども、アフターケアを相当綿密にやるといたしますと、この際人数をやたらに多くすることよりも、まず千戸程度で始めて、だんだんにこれをふやしていくというこのほうが仕事としてはうまくいくのではないかと。御指摘のように、千戸で一体何がどうできるんだということは、昭和四十三年でだけいいますとあるいはそういう問題も起こるだろうと思ふべきけれども、私どもだんだん実態に沿いながら、この融資制度が農村でうまく運営されていくことを地道に見詰めていって少ずつやしていく、それと同時に、一般の公庫資金というのも今後増加するわけでございますから、それらと両方相まって、農家の資金需要というものは十分満たされるというふうに考えております。

○西宮委員 昭和四十三年で見るからそういう質問が出るんだと言われたけれども、少なくとも八百万円にするためには、二百五十万ずつ四年間続けなくてはならないわけですね。だから、その四年間は千戸以上にはふえないわけですよ。そうでしょう。

○大和田政府委員 そうではございませんで、終局の形で何戸になるかということ、いま申し上げる段階ではございせんけれども、千戸、二千戸、三千戸というふやし方もございまして、千戸、三千戸、五千戸というふやし方もございまして、四年前は、必ずしも千戸に金縛りするというものではございません。だんだんに

増加をいたしていくわけでございます。

○西宮委員 それはまたあとでお尋ねをしたいと思つたが、資金の量を、来年度以降ふやしていくということならもちろん可能だと思ふけれども、二十億を限度として考えるということになれば、少なくともその四年間は千戸だ、こういうことにならざるを得ないと思ふ。

○大和田政府委員 二十億というのは昭和四十三年、初年度の資金の量でございますから、四十四年度以降は当然もっとふやすつもりでございます。

○西宮委員 その点はまたあとで、今後の計画についてはお尋ねをしましょう。いずれにしても、これはきわめて限られた農家しか恩典に浴さない、こういうことです。

ただ一つお尋ねしますが、さっき局長は答弁の中で、従来のほかの資金はそれとして活用するのだ、こういうことだったんだが、そうすると、総合施設資金を借りる農家がこの総合資金のほかに、あわせて従来の各個別の制度資金も借りられるわけですか。

○大和田政府委員 公庫が施設資金として個人の農家に貸すものは、全部一まとめにして総合施設資金から融資するわけでございますから、総合施設資金を貸して、また同時に個別資金を貸すという事態は予想しておりません。私が申し上げましたのは、農家が、たとえば土地だけを貸おうとか、あるいは乳牛だけをふやそうとする場合には、たとえば乳牛の施設、あるいは家畜導入でありますれば経営拡大資金で二百五十万円借りられるわけでございますから、これは別に総合資金といわないで、経営拡大資金で二百五十万円借りられますし、果樹の経営改善資金についても、二百五十万円を限度にして借りられるわけでございますから、相当な農家が農業を多少ふやすような場合でも、施設資金によらないでほかの資金が使え、そういうことを申し上げたわけでございます。

○西宮委員 局長の答弁はあまりにもあたりまえだと思ふのです。従来の、たとえば公庫資金としては千六百億あるわけですね。あるいは近代化資金が九百億あるわけですね。ですから、それは当然に従来の方針のとおり貸し出しをされる。いわゆる、総合資金を借りる農家とは別個の農家に、そういう資金が流れていく、これはあまりにも当然なことだと思ふ。それじゃ、とにかく総合資金を借りる農家は、個別資金はそれにプラスして借りることはあり得ない、こういうことですね。

○大和田政府委員 そのとおりでございます。

○西宮委員 それでは次に、いわゆる運転資金との関係をお尋ねしたいと思ふのだが、今日これが出るまでに、各種の審議会その他の提言等が行なわれていくわけですが、それなどを見ても、総合資金と運転資金を有機的に活用するということを強調しているわけですね。そのいわゆる有機的に活用するという点で、今度とられた措置は、信連にこの仕事をやらせるということ、それから融資協議会で決定するということ、それから保証制度を適用させるということ、こういう三点ではないかと思ふのだが、どうですか、そのとおりでしょうか。

○大和田政府委員 大体そのとおりでございます。

○西宮委員 私は、それだけでは、その両者をあわせて有機的に活用するというのには、きわめて不十分ではないかと考えるのだけれども、運転資金で活用できるものは、例の近代化資金の中の果樹植栽資金と畜産の育成資金、それだけですね。あとはもっぱら農協のプロパー資金になるわけですね。ですから、大部分が農協のプロパー資金ということになると思ふのだが、もっぱらそういう系統資金を動員するということになると、なかなか困難ではないか。第一、今度の総合資金を貸すというのにあわせて農協のほうも――扱ひのは信連段階でしようが、そこで、それと相呼応して貸し出しをするということが、簡単にできるかどうかというところにまず疑問を持つわけですね。

○大和田政府委員 運転資金の問題は、総合施設資金を借りる農家にとつても、それほど系統から

たくさんのお金を借りないで済むというふうに私は考えております。これはなぜかと申しますと、公庫の資金と近代化資金とをあわせて、いま御指摘になりましたように家畜といいますが、乳牛等の育成資金あるいは果樹の育成資金がそこから出るわけでございますが、運転資金としては、たとえば肥料代でありますとか、農薬代でありますとか、あるいは場合によりまして雇用労賃でありますとか、額としてはそんなに大きくないというふうに私は思います。

ただ、額としてはそれほど大きなものではございませんけれども、私どもの手当てとしては、公庫から総合施設資金がかりに入百万円出たといいたしましても、運転資金に事を欠いて、そのために農業がうまくいかないという事態が、あるいはないことはございませんから、そういう場合は主として系統資金でございますが、系統資金で貸してくれ——この系統資金につきましては、私ども何もやりませんでも、県ごとにあります農業信用基金協会の信用保証がございますが、今度御提案いたしております改正法律では、農業信用保証保険法を直しまして、運転資金を、県段階の農業信用基金協会の信用保証につけたものを農業信用保証制度の対象に持つていくという形で、その心配をしなくて貸せる、いわば用心のためにそういうことをやっておるわけで、私どもは、信連なりあるいはその他の金融機関がとも貸せないというほどの多額の運転資金が必要として生まれることは、まずないのではないかとふりに考えております。

○西宮委員 そう多額の運転資金は必要ないであろうというのだけれども、たとえば養鶏とか養豚とか、運転資金に対する依存度の非常に高い農業経営があるわけですね。こういうようなものは、なかなか容易でないと私は思うのですよ。その際に、二つの独立をした機関が貸し出しをするわけですから、たとえば、一方が貸しても一方は貸さぬという問題があったり、あるいはまた逆に、一方が貸したからこつちもおつき合いでやむを得ず

貸さざるを得ないというように追いつまされるところという点があります。さらに、一番大きな不合理は、運転資金のほうには、プロパー資金の場合には金利が高くて期間が短いという点にあるわけですね。これでは、いま現に行なわれているような金利等では、せっかくの政策が、ここで大きくその政策的な効果を薄められてしまふ、こういう危険性が多分にあると思うのだけれども、その点に對する対策は何もないのですか。

○大和田政府委員 総合施設資金及び近代化資金を除いては、運転資金は普通の系統の金融でございます。これは、私ども総合資金制度を考えます過程におきましては、意見として、たとえば運転資金と施設資金とをあわせて公庫から貸してはどうかというふうな意見が出たり、あるいは系統から貸す運転資金について利子補給をすることがどうかということもあつたわけでございますけれども、特に利子の問題につきましては、総合施設資金を、これだけ多額のものを相当長い償還期間で公庫から貸すというので、いわば相当有利さを、比較的大きく農業を営もうとする農家に与えるわけでございますから、それに加えて運転資金の利子を下げることが、そういう農家に対して、あまり有利さを与え過ぎるではないかという非難がどうも一方で起こるのではないかと思ひます。

そうしますと、系統の資金を貸す場合でも、公庫の資金を貸す場合でも、村の平和といひますか、何かしつくりいかなない空気が村で起こるのではないかとこのことを心配いたしましたわけでございます。しかも、運転資金につきましては、先ほど申上げましたように、それほど多額のものではございませんし、これは回転が速いわけでございますから、多少利子が高くてほとんど一回転していただくわけでございますから、まず系統資金等につきましての運転資金は、何も国が特別に利子補給をして安くしないほうが、むしろこの制度全体の運用からいっていいのではないかという、その

いう判断をいたしましたわけでありました。

○西宮委員 さつき私は、非常に強い選別主義に立つて、エリート中のエリートを選んだということをお尋ねしたときに、これはきわめてあたりまえの、普通の農家を対象にしているのだ、したがって、そういう問題はないうという話だったが、いまの御答弁だと、そういうところにかえて他の農家から競争される、そういうことで農村の平和を害するといふような説明があつて、その点はまさに矛盾をしていると思うのです。私はこういう制度を、何か特につくつて一種のPRに使う、こういうところに魂胆があるのではないかと気がして、何もこんなものを無理してやらなくてもいいのではないかと思ふ。たとえば、いまの金利が安い云々というお話だったが、五分ないしは据え置き期間中は四分五厘ですね。その五分という金利は、いままでの制度金融からいって、それうたいしてびつくりするほど安いものではないかと思ふのです。全部が五分になるから、たいしたことではないと思ふ。

時間がなくなりましたから、簡単に事務的なことをお尋ねしたいと思ひますが、それでは、この金は自立農家たらんとする者が借りられるわけですね。もうすでに自立農家になつてゐる者、あるいはまたすでに借りてゐる者が、この融資に切りかえるとか、そういうことはあり得ないのか、簡単に回答をしてください。

○大和田政府委員 私のほうも簡単に御説明いたしますが、借りがえ資金にはこれは使いません。それから、すでに自立経営になつてゐるような農家でも、この資金を借り受けることは可能であるというふうに考えております。

○西宮委員 次は、コンサルタントのことをお尋ねしますが、これは融資の決定には参画をするのですか。

○大和田政府委員 融資の決定には、直接参画いたしません。

○西宮委員 私は、いわゆるアフターケアをやらんだということであれば、やはり自分の意思がや

ある程度反映した貸し出しをしているというのではないと熱意がわかないと思ひけれども、これは完全にやりませんか。

○大和田政府委員 現在考えております、公庫に置く農業コンサルタントは、初年度三名であります。相当技術水準のりつばな、経営指導について一言言のある人を選ぶつもりであります。このコンサルタントのおもな仕事は、やはり専門技術員あるいは普及員の経営指導のやり方についての指導であつて、直接農家に対してコンサルタントが出張してどうこうするというふうにはやはりやらないほうがいいのではないかと。現在、とにかく農業改良普及員あるいは専門技術員の相当膨大な組織があるわけでございますが、この膨大な組織は、とにかく私どもとしてはいろいろ注文もあつた、また意見もあつたけれども、この上にさらにもう一つ別の組織をつくるよりも、この専門技術員あるいは改良普及員の系統、それに場合によりましては当然農協の営農指導員がつくわけでございますけれども、こういう既存のシステムをうまく動かしていくというのを考えることのほうがいいというのが、私の考え方でございます。

○西宮委員 私も、その最後の説明は賛成です。最後の説明は賛成ですけれども、それでなぜわずかに三名のコンサルタントを置いて、そしてアフターケアをやるのだ。こういうことは全く宣伝だけじゃないか。全国に三名だけのコンサルタントを置いて、それでどうしてアフターケアができるのか。私は、アフターケアをやるんだんという看板をかけるから、そういう無理があるのだと思ひます。むしろ局長が言われたとおり、既存のいろいろな指導機関があるのですから、それを十分に活用するといふことが、そのほうがより合理的あるいはより能率的だと思ひます。特にアフターケアといふようなことを言うから、無理して三人だけ置かなくてはならぬ、こういうことになるのじゃないですか。

○大和田政府委員 三人のコンサルタントがアフ

ターケアをするのではなく、普及員なりあるいは専門技術員が主体になってアフターケアをやるわけであり。私は、こういう資金については当然アフターケアをやるべきであると思ひますし、また、いままでも農林漁業金融公庫にそういう専門家がいないことが、むしろ私はある意味で不十分であつたと申します。至らなかつたところで、農林漁業金融公庫としては、こういう問題がなくても、そういう面についても目を開くことが望ましいわけであり。普及員なりあるいは専門技術員なりの指導を通じて農家のアフターケアをやるということをごさいますして、この三人でアフターケアをやるというふうには、私は申し上げておらないわけであり。

○西宮委員 それでは、その三人のコンサルタントは何をやるのだと言いたいところなんですけれども、時間がありませんから、これはあとにいたします。

もう一つ、担保制度についてお尋ねをします。各種の審議会その他の提言も、担保制度の改善というのをみんなそれぞれうたつてゐるわけですが、けれども、途中の研究としては、たとえば農業財団といったような、経営を一つの単位として担保の対象にするというより意味の研究等がなされたようですが、結局最後の結論で——時間の関係で私はいろいろお尋ねをしたいと思ひますが、従来、その担保は、債務不履行におちつたときにはどういふふうに分断されておつたか、そういう実態をお聞きしたいと思ひますが、もしここでお答えが困難ならば、あとで資料でもつけよう。農業財団の場合には、担保にするのはいいけれども、処分することが非常に困難なわけですね。ですから、現実はどういふ処分がなされてゐるかということも、もう少し詳細に知りたいと思ひます。それじゃこれはあとで資料をお答えを願ひましょう。

○大和田政府委員 資料で提出いたします。

○西宮委員 それでは、お尋ねしたいこともたくさんあるのですが、時間が足りませんので

残念ながらこの程度にいたしました。最後に政務次官にお尋ねをしたいと思ひます。この点は、私は大臣にぜひともお尋ねしたい点なんです。後刻大臣と御相談の上で答弁していただいてもけっこうだと思ひます。

それは、この総合資金というものの将来どういふ展望をお持ちなのか。つまり、さつき局長が、今年の二十億は来年はふやすのだというお話で、おそろくそうなるのだらうと思ひますけれども、将来どの程度にこれを拡充していくのかということでもあります。さらに突っ込んで言うならば、たとえば、さつきも申し上げたように、公庫の資金は千六百億あるいは近代化資金は九百億というよりかなり膨大な額であるが、あるいは後継者育成資金でさつきも、今回の総合資金よりは多いわけですね。そういう中であつて、将来はどういふふうなことを発展させていくのかという、将来の展望を聞かせてもらいたいと思ひます。

○安倍政府委員 将来の展望につきましては、いづれあとでまた大臣もお答えになると思ひますけれども、御存じのように、いま千八百億の制度資金の中の二十億ということをごさいますして、この制度資金についても、漸次増額をしていきます。また、総合資金につきましても、ただいま局長がお答えをいたしましたように、初年度の経験に照らしてこれを漸次拡大していきましても、しかし、これでもって千八百億の、いま融資しておりますこの制度資金を、脅かすような状態には至らない程度に増額をしていかなければならない、そういう基本的な考えでございます。

○西宮委員 従来の個別の公庫資金、これを減らして総合資金に振り向けていくという、そういう考え方はありませんか。従来の個別の公庫資金を切りかえていく、こういうことはやりませんか。

○安倍政府委員 もしも総合資金を漸次拡大していくという考え方は変わりありませんけれども、これでもって個別資金とか、あるいはその他一般資金を脅かすとか、その中に食い込んでしまふという考え方は、全然持つておりません。

○西宮委員 私は、この点はぜひ大臣にもお尋ねをしたいと思ひます。つまり、冒頭から申し上げておるうちに、この総合資金は極端な選別主義に立っているわけですね。だから、その資金が大きいふえていって、重点がそちらに移っていくというふうなことになるかと、かなり問題があると思ひます。そういう意味においてお尋ねをしたのですが、非常に大事な問題でもあります。また、またあらためてお尋ねをしたいと思ひます。

私は、きわめて限られた人に、特定のごく少数の者に貸し出しをする、こういう制度ができるというところは、もちろん、現在減りつつある農村人口に比べても、きわめてわずかなパーセンテージにしか当たりませんけれども、しかし、片や農村では非常に激しい人口の減少が行なわれている。こういう状態の中で、私は、将来の農村人口はどういふ見通しを持つべきかというふうなことも、ぜひお聞きをしたい点なんです。これまた次の機会に大臣にお尋ねをしますから、よろしくお取り次ぎをお願いしたいと思ひます。

私は、時間がなくなりましたので、これで終わりにいたします。

○足立委員長 美濃政市君。——前回保留されました質疑を続行していただきます。

○美濃委員 前回、私は、こういう総合資金制度をつくつても、反面の対策として、総合的にこういう資金制度を活用して、安心して農業の経営拡大を農業者ができるような政策の裏づけも必要であるという点について申し上げたわけでありまして、そこで、この問題をちょっと整理をいたしたいと思ひます。

そこで、政務次官にお伺いをいたしますが、もう事情は、この前の委員会でも国際事情その他申し上げたわけですが、昭和四十三年、本年度以降行なわれる価格政策についても、ある程度価格政策はやるという答弁だったわけですね。この価格政策の基準を、最低であつても——この前申し上げたような国際状態、あるいはわが国の経済状態

でございますから、総合パリティだけは、これは最低でも価格アップをしなければならぬ。そのほかに、各段階の農産物の自家労賃評価というものがばらばらであります。適正でないものがあるわけですね。この適正については、今後そのつど検討、改善をはかるという、この二つをひとつその柱にしたらわねと、この前私が申し上げたように、この資金制度をつくつても、借りて拡大してよろしいのかどうか、当該農家はその点を非常に不安に思つてゐるわけで、この点についての政務次官の御見解を承りたい。

○安倍政府委員 前回の委員会でも美濃委員からお話ございましたが、これからの農業につきましては、構造政策あるいは生産政策はもちろんでございまして、価格政策もやはり大事な点でございまして、国際的な圧力の中で日本の農業を維持していくという点から見ましても、価格政策は大切であらうと思ひます。そういう意味におきまして、いまおっしゃるような総合パリティの問題にしても、今後いろいろと、国際環境あるいは国内情勢に照らして、改善すべき点は改善をしていかなくてはならぬと思ひますし、また、生産費のあり方等についても、ばらばらな点は、もちろん今日の価格決定の上においてあるわけでございますが、こういう点につきましても、実情に即して今後検討していかなければならない問題点であらうと思ひます。

○美濃委員 ただいまの政務次官の答弁で、大体基本的な方向については了解ができるわけでありまして、

そこで、この際一つの問題に触れまして、さらに現在の状況についてお尋ねをいたします。

過般の質問で、今年度の保証乳価三〇%と私が申し上げたのは、政府原案が三〇%であつたということでありまして、結果は、委員長の言われたようになつたわけですね。

そこで、明日告示されようとするてん菜の価格について、ただいまの政務次官の御答弁の趣旨が十分織り込まれたかどうか、これはもう期日が明

日でございますから、現在の考え方を業務第二部長からお答えいただきます。

○荒勝説明員 お答えいたします。

ただいま御質問がありましたように、明日、十日に、四十三年度産のビートの値段につきまして政府は告示をいたしたいと思つて、ただいま準備中でございます。われわれもいたしたいと思つて、糖価安定法に基づく行政措置でございますので、その法律に基づく政令等の従来の手続によりまして、また、その従来の慣行を重んじつつ、政令に基づくパリティを基準といたしまして、その他もろもろの経済事情あるいは競合作物の価格のきめ方等を勘案して定めてまいりたいと思つて、ただいまの時点で、政府原案というか、政府案というものが、まだ十分煮詰まつておりませんので、この一両日大いに努力してまいりたいと思つております。

○美濃委員 日にちが明日に迫つておるわけですが、いつもこのように時点を、告示直前までたいていまのような答弁をこの委員会でも繰り返されておるわけですが、これからの問題もあることではあります。やはりこのように明日に控えた時点においては、最終のこまかい決定数字までは及ばぬでも、ただいまの政務次官答弁の考え方について、おおよそその方向に進んでおるかどうかが、いわゆる総合パリティは十分勘案されておるかどうかが、まだこれから勘案しようと思つた時期ではないかと思つて、少なくとも今度の告示しようとする価格対策の中には、総合パリティ指数だけは十分入つておりますか。家族労働その他は、他の作物との関連なんかで最終検討したい、こういうことですか。いまの答弁では、明日に控えておるのに、何かこれから十日も二十日も先のような話ですが、いつもそうですが、もうその点はかなり煮詰まつておるはずですが、政務次官答弁の趣旨に合致するような御答弁をいただきたいと思つておる。

○荒勝説明員 われわれといたしましては、ビート生産の再生産がそこなわれないということは、最

大の条件といたしまして十分いま検討しておりますが、御存じのように、政府側といたしまして、過去二、三年米定めてまいりましたビートの値段につきましても、ある程度合理的なものにとわれわれとしては考えておりました、その結果北海道のビートにつきましても、年々着実に生産も伸びておりますので、大体その線に沿つて値段をきめますれば、あまり大きな悪影響はないものと考えておりますが、現在の時点において、何円くらいというふうな価格のきめ方は、まだお答えできないのが残念でございます。

○美濃委員 私も、何円くらいと聞いたのではないのです。これは法案の審議中ですから、もう一回だけになりますが、総合パリティは完全に入れなければならぬわけでありまして、その点を聞いておるわけでありまして、総合パリティの指数は価格アップとして確保しておりますと答へれば、これだけでいいわけですが、他のこまかい問題はいいわけですか。何円何十銭までどうこうということはいま聞いておるわけではないのです。

○荒勝説明員 御存じのように、政府のきめております政令の手続によりまして、総合パリティそのものを直ちにストレートでいただくのではなくて、政令の定めるところによりまして、一応ビートにつきましても、作付期間を分母に置きまして、具体的には四月一十月を置きまして、その二月末パリティの一番最近時指数を分子に置きまして、それによりまして計算を立てることになつております。ただし、政府側の考え方といたしましては、パリティのみをもつて値段をきめることにはいたしていませんで、先ほども申し上げましたように、再生産をそこなわれないように、その他の競合作物の価格体系と大きなひずみを生じないようにということでもセーブいたしております。むしろこの一、二年は、政令で定められたパリティ価格よりも、政府の最終決定の告示価格は、多少とも上回るような形になっておるような次第でございます。また、そういう線がわれわれとしては極力努力してまいりたいというのが、た

だいまの検討段階だということでございます。

なを入れて多羽飼育をやるとした場合、単に初生びなだけで見ると、あるいは初生びなを飼うにしても、これはかなりの経費がかかるから、六十日びなを基準に融資をする、あるいは乳牛であれば、その導入資金の基準は、たとえば乳牛であれば十二カ月ないし十八カ月を対象とする、その間の育成経費は、たとえばその状態より導入条件によつて、もちろんそれ以下の月数のものを飼つた場合でも、いわゆる基本資金でその期間の状態に持つていくことができるように考えるかどうか、これをお伺いしたい。

○美濃委員 この問題で、政務次官に私の意見を申し上げておきます。

○大和田政府委員 具体的な経営についての御質問でございますが、私も中央で一つ一つこまかく、いつの段階からというふうには指導いたしませんで、むしろ現地でそれぞれ営農計画を立てて、その営農計画に基づいて金融機関が審査するわけでございますから、具体的な営農計画の中で、どこで運転資金が必要になつてくるか、そこで幾ら手当てをするかということは、営農計画を審議するときの問題として、むしろ具体的に解決したほうがいいのではないかとこのように思つておる。

だいたいこのように答弁しております。業務第二部長はこのように答弁しておりますけれども、この総合パリティはやはり上昇、アップの確保をしなければ生産性は後退する。さらに家族労働についても、昨年の決定を見ていただければわかるわけでありまして、農産物の支持価格の体系の家族労働の評価は最低の部類であります。このうら点を十分加味して、ただいま御答弁のありましたような趣旨に合致するように御努力をいたしたいという希望を申し上げます。

○美濃委員 次に、今回の融資条件ですが、従来制度金融を、私どもは通例物別融資と言つておるわけですが、それを個別融資に切りかえる、こういうふうなことに私は考へるわけでありまして、その中で、従来の融資条件が画一的で、この種の融資申請をいたしますと、画一的な融資条件に縛られまして、実際に経営改善をしたという条件が満たされない。この度合いは、大体その融資を入れようとする経営改善計画との関連もございまして、私も実際このようにことをやつておるわけですが、その中で最低でも二〇%、実際にやりたはなしといふときは三〇%くらい食い違つておる。従来、制度金融の融資条件といふものは、やはり総合的に判断をしてつくられておるから、全然的がはずれてしまつておるというふうには解釈していい。ただ、地域条件やあるいは生産条件

が、まず第一に、先ほども西宮委員の質疑を聞いておりましたが、基本資金と運転資金との関係でありまして、この経営改善をする目標によりまして、たとえば導入資金より、まあこの資金の用途は、果樹、畜産に多くのウェイトが置かれると私も判断をいたしますが、この場合導入資金よりも運転資金を多く必要とする。たとえば、鶏の多羽飼育をするにしても、初生びなを導入して育雛をして産卵に向かうということになれば、導入に要する経費は少ないのでありまして、産卵に持つていくまでの飼育経費というのはいくぶん大であります。肉牛にしても乳牛にしても、子牛を買つて、育成をして牛乳生産なりあるいは肉需要に對して販売をするまでの期間の、これは買入時期と導入する状態によりまして、導入価格よりも運転資金という、いわゆる飼育経費のほうが何倍にもなる。そうして回転が早いといふことも、もちろんそれは設備よりも回転が早いですが、農業といふものは、たとえ肉牛等であつても、運転資金はかなりの年月の固定化を必要とするわけですが、そういうこともあるから、今度のいわゆる信用保証保険法の改正によりまして、それを保険体制に入れるということについては、これは異議はないわけですが、ただそれにしても、導入資金がそういう性格を持つておりますから、導入資金をどの時点で見ると、たとえば、初生び

の違ひものを、やはり全国画一的な一つのものさしで統一しようとするところに無理がある、こういふふうには判断をしておるわけだ。今回この選別融資体系にして、大型の資金を貸すというのですが、たとえば規模の小さい、従来の畜産経営であれば二百五十万程度の融資、こういうことであらば、したがってその経営構造も混合経営か、もしくは専業体系であっても、融資部分というものは少ないわけですが、こういう大型融資をするようになると、一〇％実際にやらなければならぬ条件、融資制度の基準、その基準に合致しなければ貸さぬというのでありますから、借りようとするれば、どうしても実際の経営計画をゆがめて、その融資条件に合うように計画を持つていく。そうして融資条件に合わない計画というものは、二〇％ずれておれば、生産性は八〇％しか向上しないわけだ。これでは、大型融資になればなるほど、一〇％、二〇％の狂いも大きいわけでありま

す。これが混合経営か、あるいは畜産であつても、副産物な他の所得部分が大きくて、その畜産経営が当該農家の経営の比率の五〇％であり、他の五〇％は畜産以外の経営が合わさつておるという場合は、一〇％、二〇％狂つても、償還能力にそう大きく響かぬわけだ。ところが、こういう大型融資でほんとうの専業のものをやつた場合、一〇％、二〇％の狂いというものは、大きく償還体制に響いてくる、こうなるわけだ。こういう点を非常に心配するわけですが、従来はそれがあつたわけだ。その状態についてお尋ねいたします。私のいま申し上げている状態はないか、一〇％地域条件に合致して現在までの融資が行なわれてきたと判断しておるか、それともそういう面があつたというふうには判断をしておるか伺いたい。

○大和田政府委員 公庫の融資につきましては、私も、いままでいふん努力して改善してまいつたのでありますけれども、資金をほんとうに必要とする農家に的確に資金が行つていくかどうかについては、いろいろ御意見があることは事実であります。したがって、私も今回御提案

改善の一つの方法でございますから、いままで融資が一〇〇％よりまゝいって、何も問題はなかつたというふうには申し上げるつもりはございません。なお、よけいなことでございますが、いままでの公庫の融資は物別融資で、今回の総合施設資金は選別融資だというふうには私は考えておりません。従来は融資がかりに物別融資と呼ぶにふさわしいと思つたならば、今回の融資は、いわば経営融資でありまして、選別融資というふうには――物別融資と選別融資というふうには、私は考えておらないわけでありま

す。○美濃委員 そこで、先ほど質疑が行なわれておりましたが、この体制は、金融機関の発想に基づいて審査が行なわれるという体制が強まるというふうには判断をするわけですが……○大和田政府委員 融資の最終的な責任は、当然金融機関でございますから、貸すか貸さないかという判断は、私は最後はやっぱり金融機関がとるべきだと思つた。ただ、こういう農業で十分やつていける農家をつくる一つの政策金融でございますから、行政庁としての意見、あるいは現地の事情を一番よく知つていける農協が、これに参加するということはあるわけでありま

す。○美濃委員 そつちいたしますと、従来の弊害は除いて、できるだけ実情に合うように、いわゆるコンサルタント制度をとるとしても、これは少数の人でありますから、いろいろ公庫金融全体の事情とか基本的な融資条件、こういうものがあるとしても、いわゆる経営能力の診断とか具体的なものは、地域の実情に合った審査事項をもつて、従来のいわゆる硬直性を是正するといふ考え方で制度を進めていくというふうには解釈していいかどうか。○大和田政府委員 毎々申し上げておりますように、農林省で一定の基準をつくつて、それを下ま

で、ことばは悪いですが、押しつけて、現地の事情を無視するというつもりは毛頭ございせん。私はむしろ、今度の総合資金制度も、現地といひますか、農村で相当農業を大きく一生懸命やろうとしても、いまの制度ではどうしても足らないという人たちの希望をかなえるための制度でございまして、押しつけるというよりなことは毛頭考えておりません。○足立委員長 ちょっと速記をとめてください。〔速記中止〕

○足立委員長 では速記を始め。石田有全君。○石田有全委員 私は、この間参考人を呼んでいろいろ意見の聴取をいたしました中央卸売市場法を中心として、要点だけをかいつまんで伺ひをしたいと思いますので、答弁のほうも簡潔にひとつお願いしたいと思います。特に農林大臣に出席を求めましたのは、中央卸売市場というものが、物価問題特別委員会などでも非常に注目をされておりますし、さらにまた三十七年の四月には、河野さんが農林大臣の時分に、中央卸売市場は国営にしなければならぬという意見を發表しておるのです。それから三十八年の七月には池田総理大臣が、中央卸売市場は必要がないという無用論を發表されておるのです。問題があらゆる角度から論議の対象になつておるにもかかわらず、当委員会においては、このところしばらくこれが論議ののほらなかつたわけでありまして、この間参考人を呼んで、いろいろな角度から意見を伺つたわけでありま

す。そういうわけでありまして、農林大臣直接おわかりになるところはひとつ御答弁をいただきたいし、また、専門的なこととおわかりにならない点は、お聞きおきを願つて、一度築地の市場ぐらひはごらんになつた上でひとつじっくりお考えを願ひたい、そういう趣旨で御出席を願つたわけでありま

すから、そのおつもりで御答弁を願ひたいと思ひます。本論に入ります前に、科学技術庁の資源局長に伺ひたいと思ひますが、コールドチェーンについて

ては、もう実験の段階が終わつて実用段階に入つたといわれておるわけでありま

すが、この問題は、中央卸売市場法との関連が非常に大きいと思ひますので、これについて、市場に出回る、たとえば東京都を中心とした生鮮食料品の中で、コールドチェーンが実用化して、出荷荷量の三分の一または四分の一程度になると見込まれるのは、おおよそ何年ぐらひ後であるか、このお見通しを伺ひたいと思ひます。それから同時に、コールドチェーンによることによつて、価格が安定するといふことは考えられるけれども、平均して価格が高くなるのではないかと、これが考えられるが、どうか。それからもう一つは、中央卸売市場などにこれを上場するかどうか。もつと別のルートでこれは流れるのではないかと、これも考えておるのです。この点は中央卸売市場法と密接な関係がござい

う間に起る技術的な問題をおもに解明しておる
のでございまして、これの経済性の面、あるいは
事業としてどういふチェーンを形成したならば成
り立っていくかという点については、なお今後
残された問題でございまして、それで本年度からは
農林省のほうへお願いをいたしまして、これの経
済的の面を引き続き御検討いただくというふうに
なっております。

なお、御質問の第一の点でございしますが、どの
程度東京の市場でこのコールドチェーンの生鮮食
料品が出回るかという点につきましては、先ほど
から申し上げたとおり、そういった数量的な問
題、これはまだ具体的にはつかんでおりません。
しかしながら、科学技術庁としましては、この
コールドチェーンを取り上げる場合にどういふよ
うな役割があるか、どの程度東京近辺でコールド
チェーンが役に立つか、そういった点は総合調
査として検討中ではございますが、まだ十分な答
えが出ておりません。これからの進歩の度合いによ
りまして、いろいろ変化もあると思いますが、現
実は、やはり事業を御担当になつて農林省の
ほうでおつかみいただくよりほかにしようがな
いというふうに考えております。

第二点の、コールドチェーンを採用した場合に
は、平均して値段が高くなるのではないかと
いう御質問でございしますが、これにつきましては
は、コールドチェーンは原則的にはそういうこと
はないはずだというふうに一応考えます。しかし
ながら、個々の事例によりまして、やり方によつ
ては高くなる場合もあるかと思ひます。しかし
ながら、コールドチェーンを使うことによりまし
てむだがなくなるという点、あるいは非常に
に能率が上がるという点、そういったものでカバ
ーしていけば、決して値段が高くなるというよう
なことではないと考へます。事実欧米におきまし
ても、コールドチェーンが現実には扱われておるこ
ろを見ましても、これは経済的に、一般の生鮮食
料品と並列して十分成り立つものだというふうな
前提で考えております。

それから、市場に上場されるかどうかという問
題でございしますが、これも具体的な問題でござい
まして、当庁でそこまで考へるというのには、所管
上別でございまして、これは農林省のほうでお
考へになつておるというふうに理解しております
ので、ひとつさよう御承知いただきたいと思ひま
す。

○石田(有)委員 これは経済局長に伺ひますが、
コールドチェーンということになるとルールの交
わつてきて、市場には出さないで消費者のほうに
回るといふことになるのじゃないか、こう思ふの
です。その点はどうかでしようか。

それから、いまお答えになつた中で、欧米諸国
云々という話がありますが、これはヨーロッパ諸
国、アメリカなどの、一週間に一日買出しにい
行つて、あとは一週間分冷蔵庫へ入れておくと
いふ生活習慣のあるところ、日本のように毎日
も売りにも来る、買出しにも行くというふうな
ところとは、基本的な条件が違うのじゃないかと
いうこともわれわれは考へておるわけですが、ひ
とつ所見を伺つておきたい。

○大和田政府委員 主として青果物について申し
上げます。
私は、コールドチェーンは現在のところまだ試
験段階でございしますが、将来の展望としても、日
本の消費生活の中にコールドチェーンによる青果
物が、非常に大量に入ってくる可能性はわりあい
少ないのではないかとおもうに思ひます。これ
は、何もいまの消費者の購買の態度が永久に変わ
らないという点でもございせんけれども、小
売りの店の施設を含めてコールドチェーンが相当大
量に行き渡るためには、社会的な投資も必要でござ
いまして、コールドチェーンをやることによつ
て、安く出回つてゐる野菜に対抗するやうなことが
、はたして可能であるかどうかという問題もござ
います。私は、コールドチェーンはいまよりは
もつと伸びると思ひますけれども、将来それが非
常に大量になるといふふうに考へることは、まず
適當ではあるまいというふうに考へております。

しかし、いずれにしろ相当程度出回るとは問
違ひございせん。その場合に、中央卸売市場を
通るかどうか、中央卸売市場とコールドチェーン
に乗る青果物との関係がどうなるかという問題に
なるわけではございますが、コールドチェーンで
やつてきたものを、普通の常温のものでせり
にかけるということ、これは必ずしも適當でござ
いませぬから、冷蔵庫に入れて、たとへば見本
取引といふことがうまくいけば、見本取引とい
形で、あるいはせりに乗る可能性も出てくるで
しょうが、コールドチェーンに乗せることにより
まして、相当価格の安定、出荷の安定が期せられ
ると思ひます。

そこで、まず卸売人としては、買付けとい
う形で荷物を引いてくる場合が相当ふえはしない
か。いまのような完全な委託販売ではなくて、買
い付けによつて荷物を引いてきかぬか。その
場合に、買付けによりましてとにかく市場を
經由することは間違ひございせんから、かり
に、どこか大きな資本によつて野菜がコールド化
されて、それが小売りに直送されるということ
も、万一の可能性として考へられぬことではあ
りませぬが、現在中央卸売市場が営んでおります
大量販売、あるいは代金決済の確実さ、そういう
点から、かりにコールドチェーンに乗りまして
も、やはり中央卸売市場は相当經由するのではな
いか。そこから漏れるものが多少出てくるかもし
れませぬけれども、大数観察としては、中央卸売
市場がコールド化されたものを扱うことになる
のではないかと、そういうふうに私は考へておりま
す。

○石田(有)委員 市場の本質的な問題、いま局長
の答弁の中でも言われたのでありますが、見本的
な取引扱いとか買付けとかいふことが出てお
る。この間、東京中央卸売市場の土屋場長にも御
意見を伺つたのでありますが、これは荷受け
の中に卸売人という表現があるが、これは荷受け
機関であつて、生産者の代表として市場にこれを
出荷する、こういう性格でなければならぬと実

は考へておる。ところが、この間も申し上げまし
たように、生鮮食料品のうち青果物は、相当程
度、九〇%も委託取引になつておるからよろし
いのでありますけれども、水産物になりますと六
〇%以上が買付け取引、それからその他二〇%
はさし値、こういうことになつておる。

一体市場といふものは、出荷者があつて、それ
で陳列をして、そこで仲買人が評価をして、価
格の適正を期するといふ役割を果たして、それ
を分荷して、そしてそこにまた仲買人が金融措
置をやつて、四十八時間以内に卸売人のほうに
決済をするやうな措置をやるということが、この
中央卸売市場の機能でなければならぬ。ところが
、その買付けをしてしまつたもので、か
つてはかへ回したり、あるいはさし値をしておい
て、値段はこれ以下には売らない。ことに、実情
を見ると、大産産会社の荷物などがほとんどさ
し値になる。そうすると、しかたがないからさし
値の高いものでやりとせつて買つてしまふ。そう
すると、沿岸漁業などの小口のものが買いたか
れる、こういったのが実態のようなんです。でさ
し値をするとか買付けをして、卸売人がか
つてに処理するといふこと、同時にまた転送をす
る――転送は、この間も話をするように、場長の承
認で転送ができる。ところがその転送の承認は、
甲の市場へという承認を受けながら、実は乙の市
場に回しておる。あるいは丙の市場に回してお
る。こういうことは市場を乱るものではないとい
ふのであつて、市場的な性格を失はしめる原因では
ないか。一体なぜそういう取引を認めておるのか、
中央卸売市場法の趣旨に反するやうな系図した市
場運営が行なわれておるのではないかと、こう思
つておる。これは大臣、常識的なことであります
から、おわかりだと思ひます。どうでし
ょう。

○西村国務大臣 経済局長から……。

○大和田政府委員 まず、水産物等について、買
い付けが相当多いことは事実でございしますが、六
割というのはいささかと多過ぎるので、大体四割程

度ではないかというふうに思います。これは、買付けと申しまして加工品でありますとか、高級品、輸入品、あるいは他買付けしても差しつかないようなものについては、私どもも各市場を奮励して、ルールをつくって、そのルールに基づいてやるように指導をいたしております。

それから転送の問題も、現在、各市場長を何回か呼びまして、市場によつては、たとえば名古屋等すでにルールができておるところもございまして、東京では、現在せつかく検討中のごやうでございますが、転送等、これは申し上げますが、なかなか時間がかるので省略いたしますが、経済的な必要によつてやむを得ず起るものがございますけれども、それを無秩序、無制限に放置いたしませんと、中央卸売市場の実際の機能をこなうことにもなりませんので、これらについてはやはり一定のルールをつくって、そのルールに基づいて適確に運用したいというふうに考えて、せつかく各市場を奮励しておる最中でございます。

○石田(省)委員 さし値とかあるいは買付けというふうなものは、まともなものではない、こういう判断でその対策を立てておられる、努力しておられる、こういうことですか。この間土屋場長もそういう意味のことを言っておりました。

○大和田政府委員 私は、さし値といひまして、これは生産者の意向を尊重することもまた必要でございますから、ある場合にはさし値も必要であらうと思ひます。さし値、買付け、転送等、すべてけしからぬということではなくて、経済的に見てやむを得ないものもあるわけでございますから、やはり一定のルールに乗って、ルールにはずれたものは、それこそけしからぬといふことで処置すべきものであらうと思ひます。○石田(省)委員 突き詰めていけば、そういうことにならうかと思ひますが、やはり原則は原則で、市場法の趣旨に従つて、やるべきで、今日の状態というものは私は混乱している

じゃないか、こう考える。ことに転送などは、市場長の承認だけであつてなことをやるということには弊害があるので、やはり市場長を中心にして複数の協議機関のようなものがあつて、同時にまたそれを甲の市場へ回すという場合には、甲の市場へ行ったか行かないかを確かめ、甲の市場へ持つていくといつて承認をとりながら、乙の市場へ持つていく、丙の市場へ持つていく、これらは、非常に混乱が起るというか、価格を故意に引き上げるような作用をするものになると思ひます。これは、市場も検討したい、検討中だといふ答弁をしておりますが、この点などは、ぜひひとつ配慮を願ひたいと思ひます。

そこで、これは局長も大臣も聞いておつてもらいたいのですが、中央卸売市場法は農林省の所管で、農林省が指導監督の責めに任じておるけれども、開設者は東京都だから、農林省の思うとおりにいかない場合が非常に多いといふことですね。これは河野さんが国営にするとおっしゃつたのは、農林省の指導監督が行き届かないといふか、いろいろなことを指示しても全く聞き入れない。たとえば、芝浦の肉畜市場などでその下取引がずつと行なわれておる。それをやめなさい、せりまたは入札にしなさいといつても全然耳を傾けない、そういうところから、河野さんは国営論をやられたと思ひますが、この間見玉委員がちょっと指摘いたしました江東市場の葛飾分場の卸売人増員の問題ですが、この問題なども、土屋場長も慎重に検討いたしますと言つておる。ところが、農林省ではちゃんと二回にわたつて、「墨田青果の葛飾分場入場問題は市場法以前の問題であつて入場を云々する前に解決せねばならない問題が放置されていることに先ず留意すべきである」といふ文書を出している。農林省はそういうふうな警告をして、ルールを乱してはならないと言つておるが、東京では言ひこたへない。何年たつても言ひこたへない。この間土屋場長は、慎重に検討いたしますと言つておるが、何のことかわからない。経済局長はおわかりになつたか知らぬけれども、

われわれにはさつぱりわからない。そういうふうな農林省の指導監督というものに全く耳を傾けないような態度、ここに私は一つ問題があると思ひます。

そこで、この点はひとつ大臣よくお聞きになりまして、やはりもう少し根本的にこれは検討を要する問題であらうと思ひます。五百万人の東京都民の時代にできた市場で、いま一千万人の東京都民になつても、同じその市場でやるということの不合理性と、それから、ここで東京都民をまかなうところの市場だつたのが、今度集散市場で、東京へ持つてきたものを近県にばらまかれるような状態になつた現在では、はたして東京都にまかしておくとすることが妥当であるかどうか。これは大きな政治問題ではありますが、市場というものが非常に都民の生活の上に、ことに消費者物価の上に及ぼす影響が大きいとするならば、私は、やはりここらあたりで再検討をしなければならぬ。時期に來ておるのではないか、こう考えるので、これについてはひとつ西村大臣から、基本的な御意見を承つておきたい。

○西村国務大臣 お話しいだふ承りましたが、生鮮食料品の中央卸売市場の将来の方向と申しますか、この使命でございますが、生鮮食料品の生産、流通、消費、この環境が、いまおっしゃるやうに相当変わつてきておる、内容も変わつてきておることは事実でございます。いわゆる消費の状況も変わつてきておれば、需給の關係も変わつてきておる。また都市そのものの構成がかなり変わつてきて、環境が変わつてきておりますが、しかし、本来の使命というものは、御存じのとおり生産者あるいは消費者の間にあつて、一つの公的の使命を果たしている、いわゆる取引の価格形成の場である。この使命というものはもつとよく生かしてまいる、この使命というものは変わりがありません。私はそういう認識を持つておるわけでありまして、

そこで、中央卸売市場が結局具体的にどういふふうになつていくかといへば、消費者に對して適当な品物を、適当な量で、適正な価格で供給する、おそろくこういふところに中心がなくてはならないのじゃないかと思ひます。そこで、中央卸売市場は、私も深くは存じておらないのでありますが、法律が制定後かなり古い。したがつて、この変化には即し得ない面があるといふことは事実でございます。改正につきましても、審議會等を設けていろいろと研究をされ、いろいろな意見も出ておるといふことは、われわれとしても中央卸売市場法について検討はしていかなければならないといふことは考えております。しかし、本来の使命というものについてその大きな変化があるのではない。またその法律ができる、あるいは改正の將來に向かつての成案が得られるまでの間に、現実に消費者なりあるいは生産者にしても、妥協な値段で売買してもらわなければならぬ。その間における、先ほどもお話のありましたやうな、いわゆる公正なルールというものをあくまでも立てるといふことを中心に置きながら、それから農林省に監督権が實際にないじゃないかといふ面が、あるいは法制的に不備な面があるかもしれないが、同時に現在の法でも努力してやつてまいるといふこと、これは日々のごやうでございますからやつてまいるかたわら、前向きに卸売市場法の検討というものは準備をしていかなければならぬ、こういうふうな考えでまいりたいと思ひます。

○石田(省)委員 経済局長に伺ひますが、従来長い間、農林省は、単複の問題ですが、単一制が正しいのだ、こういう主張をやつておられました。ルールを守つた取引が行なわれておれば、運営が正しく行なわれておれば、私どもも単一制が正しいと思つておる。けれども、先ほど来お話がありましたやうな、いろいろなルールを乱るやうなものが多くなつてくると、これはやはり問題があらうかと思ひますが、基本的にはやはり単一制を主張しておられるのか、あるいは単一制というものはやれないといふふうにお考えになつておられるのか、承つておきたい。

○大和田政府委員 卸売人の単複論は、戦前

の大問題でございますが、私どもの現在の行政の考え方を申し上げますと、私は、これは独禁法との関係が一つ当然でございますが、趣旨としては単数のほうに望ましいというふうに考えます。これは各卸売りの経営分析等をいたしますと、ある時点、ある規模以上と以下とでだいたい経営の内容も違つてまいりますが、卸売りの経営が弱いと、生産者、消費者に当然迷惑がかかるわけですね。そういう趣旨から申しまして、またせりで売られるということから、一般の企業に比べれば、独占禁止法関係の制約がよほど少ないというふうに私は思います。

ただ、現実には独禁法の運用の問題がございますことと、それからそれぞれの中央卸売市場が開設されますときに、あまり単数にこだわらずして、業者の収容が十分でない。二つならば業者が全部収容できるけれども、一つにするために業者が取り残されるところが相当出てくるということから、現実の問題としてあるわけでございますが、考え方としては、単数であることが望ましい。これには当然独禁法との関係も考慮しての上でございますが、単数であることが望ましいけれども、それを無理に強行することによつて収容漏れができたり、あるいはかえつてそこに混乱が起きたりするようにならないように、多少そこは弾力的に、単数が望ましいけれども、二つ程度の少数の複数であれば、それもまたけっこうであらう、そういうやや弾力的な態度を最近示しておるわけでございます。

○石田(有)委員 公取の柿沼事務局長に伺います。金沢の市場で、これは独禁法違反の疑いで審判が行なわれておるわけですが、いま私の質問をお聞きになっておわかりだと思ふのでありますが、運営がよろしきを得るならば、私は、やはりいま経済局長が答弁されたように、単数制が合理的なものではないか、妥当なものではないかと思ふ。私も長い間市場の問題はずっと研究しておりますが、そういうふうに考えております。金沢の市場を独禁法違反としていま審判に付された

理由、それから今後の市場に対する単複の問題についての考え方というものを、簡潔に要点だけをひとつ承りたいと思ひます。

○柿沼政府委員 中央卸売市場におきます卸売りのあり方につきましては、公正取引委員会の基本的立場をいたしまして、その場合におきましても、やはり適正な競争条件が導入されておることが望ましいという立場に立っておりますので、どちらかと申しますと、複数制が好ましいというよりな立場からものを見る場合が多いわけでございます。

金沢の市場の問題につきましては、これは審判中の事件でございますので、審判の結論に待ちたいと思つたわけでございますけれども、いかなる場合にも複数が望ましいかと申しますと、それも言えない場合があるかと思ひます。経済の実情に應じて、競争条件の維持という観点と、実際の中央卸売市場の役割という立場から見まして、いずれがメリットが多とかという点についてこの問題は運用されていくのが妥当ではないかというふうに、現在は考えております。

○石田(有)委員 そういたしますと、これはケース・バイ・ケースで、独禁法違反の疑いがある場合とそうでない場合と、単なる形式的な単複という問題じゃなくお考えになる、こういうことですか。

○柿沼政府委員 形式的に単一市場が望ましいという行政方針で押されます場合に、やはり好ましいくない事態が起こってくる場合があり得るわけでございます。そういう意味から、競争条件の保持というような観点も常に忘れてはならないと思つたわけでございますが、いずれかの結論を出すかというものは、具体的な事例におきます具体的な妥当性に基づいて行なわれるのが適当ではないかというふうに考えております。

○石田(有)委員 この問題は、もう少しやりたいのでありますけれども、時間がございせんから、次に、最近一部に卸売りの手数料の問題がまたささやかれておるようであります。昭和三十八年

に卸売りの手数料を下げたのであります。下げた分は、半分は出荷奨励金を減らし、半分は仲買人に対する交付金というものを減らして、卸売人も、経済的影響を受けなかったわけでありまして、結局消費者価格を引き下げる要因になるのではないかと考えられておつたようでありまして、けれども、事実はこれに反して、かえつて出荷者のほうの奨励金は削減されるから、生産者には悪い影響を与える、消費者にも悪い影響を与える、こういう議論が行なわれておるようであります。農林省はどういうふうに考えておりますか。

○石田(有)委員 これもまた問題たくさんありますけれども、きょうはあらためて質問いたしません。そこで、今度の政府の予算措置についての説明を承りますと、大体施設費に対して公庫から資金を出しになる。三十億あがつておる。ところが、数年前から仲買人の大型化ということが、市場の合理化の上に大きな役割を果たすのではないかと、だいたい議論の対象になってまいりました。その仲買人の大型化ということの予算は、どうも説明では入つておらないようでありまして、もちろん施設についても、あんな狭いところでは、ああいうこと返すような状態の中でいいとは思はれておられません。大阪の東部市場のような、ボタンのせり機械というようなものも必要でしょうし、また、あそこへ手車を入れて特に混雑をひどくするといふようなことでなく、あれはベルトコンベアか何かで処理をするといふことも考えなければならぬと思ひます。それはそれで考えだと思ひますけれども、仲買人の大型化のために予算措置が行なわれなかったのではないかと、こう思ふのですが、これについてどうお考えになっておられますか。

○大和田政府委員 三十八年の九月でございますけれども、手数料を御指摘のように下げました。下げた分だけ買参交付金あるいは出荷奨励金なりで操作して、卸売りに全然マイナスがなかったといふことはございせん。それはそれなりに卸の経営にとっては相当きつかつたわけでございます。その後の経済状況の推移によりまして、手数料の問題が議論の対象になっておることも事実でございます。私も卸売業者の経営の内容を相当克明に調査しておりますが、青果につきましては、ここ二、三年多少よくなつてまいりましたことは事実でございます。水産につきましては、横ばいといふよりむしろ多少悪くなつていゝる面もあるようであります。青果につきましても、現在の段階では、私も手数料をもう一度切り下げることはどうも少し無理ではないかという判断をいたしております。

○大和田政府委員 仲買人の施設といつても、現在の段階では、それほどたいしたことにはございせん。仲買人の大型化を考へる場合、当然営業権の譲渡という問題が出てくるわけでございますので、私も、今度の三十億をつけた卸売近代化資金の中の仲買人施設の資金の中には――施設といふのは、物的、人的施設でございますから、無体財産権としての営業権も含むといふつもりで、現在関係当局と折衝中でございます。

ただ、御指摘のように生産者のための出荷奨励金につきましては、これは三十八年の七月の閣議決定以来相当制約をいたしておるわけでございますから、卸売りの経営が多少よくなりましたこととあわせて、出荷奨励金を再検討するように、現在作業をいたしておるわけでありまして。

○石田(有)委員 これはぜひひとつ両々相まつて、前向きに進めていただかなければならないと思ひますので、特にこれは要請しておきます。それから小売りの関係では、国民金融公庫から三十億の予算措置が行なわれたわけでありまして、何といつても、やはり中央卸売市場法という

ものは農林省所管であるのに、金融の窓口を国民金融公庫に回されたということはちょっと納得がいかないのです。卸、仲買、それから市場そのものについては農林省が予算措置をやっているけれども、小売り関係はこれとつながってあるにもかかわらず、国民金融公庫というところへ切り離して予算措置をされたということはどういふ理由によるのか、事情を承っておきたい。

それからお、農林省は生鮮食料品に關しては、やはり従来農林省所管の分については、農林省が相当発言権を持っていなければならないと思うのですが、それらの関係も承っておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 これは国民金融公庫につけないで、百三十億の特ワクを農林省自体が持てば一番いいんじゃないか、それも一つの御意見だと思ひます。ただ、いろいろな金融制度のあり方で末端の、ことに小売り、こういうものにつくましては、従来のずっと長い経緯から、国民金融公庫というものは庶民金融の第一線として相当幅広く、また巨額な資金量を持つておる。その中に、例の特利特ワクの条件でもって持つていく。したがって、これは十分両大臣が連絡し合つて運用して間違いない。いわゆる生鮮食料品の消費の面において、これで十分生きてまいるつもりで、現在国民金融公庫に運用をまかせるという考え方でございませう。

○石田(有)委員 時間が参りましたから、この程度にいたしたいと思ひますけれども、最後に、ことし初めて行なわれた公庫融資でありますから、この三十億というものにこだわる気持ちには私にもございませうが、農林省としても中央卸売市場あるいは地方卸売市場というものの果たすべき役割の重大性にかんがみて、今後相当やはり資金ワクを拡大しなければならぬと思ひております。これはひとつ大臣にお伺いをいたしたいと思ひますし、同時に、その利率の八分五厘というものもいささかどうも高過ぎるのではないかと、これは、實際一年なりおやりになったあとで考えになる

おつもりかもしれませんが、これはもう少し検討の余地があるように思われますので、あわせてひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 市場のほうのいわゆる近代化のためにつくりましたワクは、本年度が初めてであります。したがって、将来に向かつてこれは増ワクしたいということは当然のことでございます。それから同時に、国民金融公庫の小売りの面もついでにお話を申し上げておきますが、これ自体も、将来の問題としては増ワクは当然考へております。

それから、公庫資金のほうのワクの今度は内容の条件につきましても、いまお説のように、われわれとしてはことしこの予算等で御承認願へばやってみて、それらを勘案しながらさらに条件の緩和と申しますか、改善をはかつてまいるという努力はやつてまいりたいと思ひます。

○石田(有)委員 最後に、先般も土屋議長に伺つたわけでありましたが、定価売りやかん詰めのようなものを、全然持ち込んではいけぬとは私は考へておりませうけれども、かん詰めのようなものを、あの狭い狭いという市場へことさらに持ち込まなければならぬ理由はないのか。あるいは冷凍品にしても、もう定価売りで定価がきまつておるもの、それを市場へ持ち込まなければならぬというところについては、どうも疑問に思われる。ですからこれについては、どうもいまの市場法では仲買人が場外でセールスができない、場外で買付けができない、こういうような事情があつてあそこへ持ち込むのだ、こういわれておるのであります。もし現在の法律的な制約があつて場外セールスができないということであるならば、これは必ずしも私は法律の改正でなくとも、行政的な政令なりあるいは市場条例なり何かでそういう道が開けるのではないかと、こう考へておるわけですが、そうすると、かなり市場の運営が合理的に行なわれることになるのではないかと、こう思ひますが、何かこれについては多少検討されておるよう

にも聞いておるのでありますけれども、できれば

早急にそういう道を開いていただきたいと思ひます。どうでしょうか。

○西村国務大臣 経済局長から……。

○大和田政府委員 かん詰めその他のものを中央卸売市場で扱いますことは、実は一つは小売りの立場の問題もございませう。要するに、一つの市場に行つて全部自分の店で売るものがほしいという、小売りの店で総合食料品が行なわれておると同じような要求がございませう。それから具体的に、そのためにある特定の市場が非常に込んで何とも始末に負えないという場合は、これはやはりそういう観点から私は整理することが至当であると思ひます。

それから、さらに仲買人の場外セールスの問題が御意見としてございませうが、これは私もいま検討中でございますが、なかなかむずかしい問題がございませう。仲買人の場外セールスを認めたら卸売りの人の場外セールスをどうするとか、いろいろむずかしい問題もございませうけれども、とにかく、私も現在いろいろ研究中の段階でございます。

○石田(有)委員 いまの問題、かん詰めとかそれから冷凍のものでもう定価売りというふうなもの、見本的にそこへ出してそこで取引をする、そして実際の荷物は場外で処理するということは、私は可能であらうと思ひるので、それに伴うところのいろいろな法制上の問題があるならば、これはぜひ御検討願つて、合理的な取引のルールを乱さないような方向で御検討をお願いしたいと思ひます。それであわせてお尋ねしたいのですが、大阪では東部市場がボタン式で非常に合理的に、百人以上おつても全部ボタン一つ押せばそこへちゃんと価格が出るという式になっておる。ところが、東京では一体計画があるのかないのか、私は、実は最近承つておらないわけですが、せんだって神田委員が、何かせりというものが非近代的じゃないかという質問をしておつたやうであります。そういうやうな点で、今日の科学技術の進んだ段階で、せり売りというやうな点については、私

はやはり検討の余地が十分あるのではないかと、こう考へております。農林省として、あるいは東京都との間において、そういう問題についてどの程度に話し合ひが行なわれておるか承りたい。

○大和田政府委員 東京都の築地の市場で、すでに青果、水産について、せりの機械化のための施設が入つております。ただ、東部市場のように固定せり——これは相当スペースを要するものでございませうから、残念ながら東京都の築地にしろ神田にしろ、固定せりを入れるだけのスペースはないわけ、したがって、固定せりの施設にかえて移動せりの施設をやつておるわけで、東京都もこの点については非常に熱心で、くふう、研究をいたしておるわけでございます。

○石田(有)委員 これで質問を終わりますが、先ほど来大臣お聞きになつていらつしやうとおりで、都民の生活と直接非常に関係のある生鮮食料品の取引の市場の運営が、必ずしも合理的にルールが守られておらないという実情はおわかりになつたと思ひます。同時に、それを合理化し近代化する上において、やはり相当の予算措置が必要であることは、これは言うまでもございませう。せつかく事務当局でいま検討されておるやうでありますから、これは積極的に大臣のほうでその意見をお聞きになつて、ひとつ前向きで対策を講じていただきたい。御要望を申し上げておきます。

○西村国務大臣 長く申し上げませんが、市場の使命というものが非常に大きなものを持つておるということはよく存じております。また、消費者と申しますか、国民が市場の近代化については非常に強い関心を持つておりますので、われわれも極力努力してまいります。

○足立委員長 次回は明日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和四十三年四月十三日印刷

昭和四十三年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局